

会議録		
附属機関又は 会議体の名称	令和4年度第3回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議	
開催日時	令和4年10月7日(金) 15時00分～16時30分	
開催場所	オンライン会議	
出席者	委員	神谷悠一、金城美江、澤田雄高
	事務局	総務部長、男女平等推進センター所長・係長・主任
公開の 可否	会議	非公開(個人の情報を扱う場合があるため)
	会議録	公開
会議次第	<p>議題</p> <p>1. 苦情申出内容の検討について</p> <p>2. 今後の方針について</p> <p>3. その他</p>	
審議経過		
委員	<p>これより令和4年度第3回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議を開会する。</p> <p>なお、本日の会議は非公開とし、会議録については原則公開とする。</p> <p>本日は、苦情申出内容について第2回会議において意見があった点を中心に精査検討し、今後の方針を決めていく予定である。</p>	
	<p>【議題1】苦情申出内容の検討について</p>	
委員	<p>それでは議題1に入る。まず、申出の概要にある「男女共同参画センターと豊島区の施策についても女性に偏った事業が多いと感じる」に関して、豊島区男女平等推進センターが実施している事業について、改めて確認したい。事務局より、資料の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>—資料1「豊島区男女平等推進センター事業一覧(平成31年度～令和3年度)」について説明—</p>	
委員	<p>何か質問・意見等はあるか。</p>	
委員	<p>男性のみの講座もあり、女性に偏った事業が多いという申出内容と実態とは合致していないと考える。</p>	
委員	<p>私も改善を要する状態ではないと考える。</p>	
委員	<p>それでは次に、「豊島区に男性相談窓口がないためつくってほしい」という要望に対して、豊島区における相談窓口状況を確認する。事務局より、資料の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>—資料2-1「豊島区相談窓口状況」、2-2「こころとからだの健康相談詳細」について説明—</p>	
委員	<p>何か質問・意見等はあるか。</p>	
委員	<p>健康推進課が行っている「こころとからだの健康相談」において、男性も相談可能であるため、改善を要する状態ではないと考える。</p>	
委員	<p>続いて他区の状況も踏まえて議論をしたい。事務局より、資料の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>—資料2-3「特別区男女共同参画所管相談窓口状況(一般・悩みごと全般)」について説明—</p>	
委員	<p>何か質問・意見等はあるか。</p>	
委員	<p>今後、男女平等推進センターが男性相談窓口を設置する予定はあるか。</p>	
事務局	<p>男女平等推進センターが男性からの相談も受けられるようにするためには、電話回線数やフロアの広さ等の設備面で課題があることから、現時点においては男性相談窓口を設置する予定はない。また、</p>	

苦情申出人の申出内容は、豊島区において男性が相談できる窓口を設置してほしいとのことであり、すでに健康推進課をはじめ他の部署でも性別を問わず相談を受け付けている現状を鑑みると、あえて当課に男性相談を設ける必要性があるのかという疑念がある。

委員 男性から相談の希望がある場合、他課の窓口だけでなく、東京ウィメンズプラザや民間団体を案内できるといった認識でよいか。

事務局 そのような認識で間違いない。

委員 それでは、豊島区全体として男性相談窓口の増設を求める必要はあるか。

委員 今回の申出は男性相談窓口を増設してほしいというニーズまでは読み取れないため、必要ないと考える。

【議題 2】今後の方針について

委員 それでは今後の方針について決定したい。本件、苦情申出に対し、苦情申出人には調査結果の通知を行う。加えて必要がある場合は、区に対し是正勧告、意見表明を行うが、どう考えるか。委員の意見を聞きたい。

事務局 意見表明を行う場合は、参考資料 2 で過去の意見表明書を提示している。参考にさせていただきたい。

各委員 是正勧告、意見表明は行わない。

委員 それでは調査結果の通知のみとする。調査結果の通知の文案については、苦情処理委員3名で確認し、決定次第、連名で苦情申出人に通知する。

【議題 3】その他

委員 その他、事務局から連絡事項はあるか。

事務局 事務局から連絡事項はない。

委員 それでは、令和 4 年度第3回豊島区男女共同参画苦情処理委員会議を閉会する。

提出資料

資料1 豊島区男女平等推進センター事業一覧(平成 31 年度～令和3年度)

資料 2-1 豊島区相談窓口状況

資料 2-2 ところとからだの健康相談詳細

資料 2-3 特別区男女共同参画所管相談窓口状況(一般・悩みごと全般)

参考資料1 苦情処理の仕組み

参考資料2 平成31年度意見表明書